

淀川区発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について（令和3年度第1四半期・特名随意契約）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (円) 税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	W T O
1	令和3年度市民協働型自転車利用適正化業務（新大阪・西中島南方駅）委託	その他	株式会社都市空間企画研究所	3,212,000	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
2	令和3年度淀川区LGBT支援事業業務委託	その他	Tsunagaryオフィス・QWR C・虹色ダイバーシティ共同体	2,405,700	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
3	令和3年度 大阪市淀川区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	17,904,000	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
4	地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業及び地域見守り活動サポート事業業務委託	その他	社会福祉法人大阪市淀川区社会福祉協議会	32,207,404	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
5	令和3年度発達障がい児等子育て支援事業業務委託	その他	社会福祉法人北摂杉の子会	1,201,000	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
6	淀川区訪問型病児保育（共済型）推進事業業務委託（概算契約）	その他	認定NPO法人 ノーベル	7,968,000	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
7	令和3年度淀川区役所広報誌企画編集業務委託（令和3年5月号～令和4年4月号）	その他	株式会社アド・エモン	3,260,400	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
8	令和3年度淀川区地域子育てサロン助産師巡回相談事業	その他	NPO法人こうのとりのunit	1,382,000	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
9	令和3年度淀川区プレパパ・ママ等ファミリー子育て教室業務委託	その他	NPO法人こうのとりのunit	2,608,000	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
10	淀川区民センター冷温水ポンプ交換業務委託	その他	株式会社荏原製作所 西大阪支店	1,100,000	令和3年5月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度市民協働型自転車利用適正化業務（新大阪・西中島南方駅）委託

2 契約の相手方

株式会社都市空間企画研究所

3 随意契約理由

本業務は企画、コーディネートを主とする事業内容で、提案事業者の技術力や創意工夫等によって事業成果に相当の差異が生じると認められるほか、提案内容の創造性を重要視するものであるため、コンサルタント派遣にかかる業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とし、公募型プロポーザルの実施により委託事業者の選定を行った。

選定委員会において選定委員が審査項目を評価し採点した点数を集計した結果、採用基準点に達したため上記事業者と契約を締結したものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

淀川区役所市民協働課（電話番号 06-6308-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度淀川区LGBT支援事業業務委託

2 契約の相手方

T s u n a g a r y オフィス・QWRC・虹色ダイバーシティ共同体

3 随意契約理由

本事業はLGBT支援及びLGBT普及啓発を主とする事業内容で、提案事業者の技術力や創意工夫等によって事業成果に相当の差異が生じると認められるほか、提案内容の創造性を重要視するものであるため、業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とし、公募型プロポーザルの実施により委託事業者の選定を行った。

選定委員会において選定委員が審査項目を評価し採点した点数を集計した結果、採用基準点に達したため上記事業者と契約を締結したものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

淀川区役所市民協働課（電話番号 06-6308-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 大阪市淀川区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本事業は「地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援」を業務内容とするが、支援対象となる地域活動協議会の運営状況や抱える課題は様々であることから、地域活動協議会からのニーズに沿ったきめの細かい支援が求められる。

よって、各地域活動協議会の事情に精通し、地域活動協議会からの多種多様なニーズに応えることのできる高度な知識・技術や想像力、構想力、ノウハウや応用力が必要不可欠である。したがって、価格のみによって事業者を選定するべきではなく、最も適切な支援手法を提案した事業者からの提案内容に基づいて業務を委託するプロポーザル方式を採用する。

具体的な選定の方法、経緯については以下のとおり。

令和3年度大阪市淀川区における新たな地域コミュニティ支援事業を公募型プロポーザルにより選定した。委託事業者の選定過程において、淀川区及び大阪市のHPを活用し20日以上のお公募期間を確保する等、広く事業者を募り、2社から応募があった。

2社による企画提案書・プレゼンテーション等を申請事業者の匿名化を行ったうえで、大学講師等からなる外部選定委員3名によって審査し、選定要件である全委員の平均が60点を超えたので委託事業者に選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

淀川区役所 市民協働課 (電話番号 06-6308-9734)

随意契約理由書

1 案件名称

地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業及び地域見守り活動サポート事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市淀川区社会福祉協議会

3 随意契約理由

地域や行政が一体となり、日頃からの見守り活動や地域住民のつながり・地域の社会資源のネットワークの強化など、地域全体における要援護者の支援体制を構築する必要があることから、現行のコミュニティソーシャルワーク機能と次の①～③の機能を一体的に果たすことにより、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」として実施する。

- ① 地域の見守り活動への支援
- ② 孤立世帯等への専門的対応
- ③ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

本事業は、福祉の専門職である「見守り支援ネットワークワーカー」が、ケースに応じた社会福祉援助技術を用いて、地域資源の活用・地域住民等の参加を促し、上記①～③の機能を一体的に実施することを通して、地域で生活する要援護者が抱える「複雑化・多様化・深刻化」した課題の解決を図り、要援護者の安心した地域生活を実現するとともに、地域の組織化を図り、福祉コミュニティの形成も行っていくものである。

このため、①の実施にあたっては、これまでの名簿情報の収集・管理から、今後は地域における見守り活動の活発化にかかる支援を行い、地域での見守り活動を通じて得られた情報から、要援護者の抱える課題を把握・分析し、②の機能に繋げていく必要がある。②の実施にあたっては、①を実施する中から把握した要援護者情報をもとに、アウトリーチを行うことにより、現在まで支援に繋がっていない方や、支援を受けることに対して抵抗がある要援護者について、粘り強く家庭訪問を行うことなどにより、本人の真のニーズと専門的判断に基づき、必要であれば既存の地域資源・福祉サービスに繋げていく必要がある。さらに、既存のサービスがない場合には、新たな活動やサービスの開発に向けた提言も求められる。

また、③については、認知症高齢者等が行方不明時に早期に発見するための取り組みであるが、協力者を拡大し、地域のネットワーク化を行うことも視野に入れて実施していく必要がある。

これまで述べたように、これらの事業は地域を基盤にして要援護者の支援を行うものであり、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものであることはもとより、区内や地域の福祉課題を把握し、行政と地域との「中間支援機能」を有するとともに福祉分野における専門的知識やノウハウが求められる。

一方、区の社会福祉協議会は、平成26年4月には、区役所との間に、地域福祉活動の支援にかかる連携協定書を締結しており、行政と社協の役割を明確にしたパートナーシップを構築し、協働して

地域福祉の推進を図っている。

さらに、前述したとおり本事業は、地域における支援であることから対象者が幅広く、名簿情報の収集・整理や地域において潜在的課題を抱える支援困難ケースへの対応・地域の組織化に向けた積極的な支援も求められ、業務内容は非常に広範囲に及び、「見守り支援ネットワーク」が、疲弊することのないよう、「見守り支援ネットワーク」に対するフォロー体制の確保も必要であると考えられる。そのような視点からも、福祉の専門職団体に構成される社会福祉協議会において活動することで、専門職同士で助言・相談を行う協力体制が構築され、より良い支援を展開していくことが期待される。

このことから、事業を一体的に実施するにあたっては、社会福祉法に基づいて設立され、「地域福祉の推進」に区役所とともに取組むとともに、地域の課題解決のため、地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である社会福祉法人大阪市淀川区社会福祉協議会を本事業の委託先として指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

淀川区役所保健福祉課（保健福祉）（電話番号 06-6308-9857）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度発達障がい児等子育て支援事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人北摂杉の子会

3 随意契約理由

本業務は、発達障がい児等に対する子育て支援事業を実践している民間事業者のノウハウを活かした企画提案に基づいて事業を実施する方がより利用者満足度の高い、多様で優れた事業効果が期待でき、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、社会福祉法人北摂杉の子会の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、社会福祉法人北摂杉の子会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

淀川区役所 保健福祉課 子育て支援担当 (電話番号 06-6308-9509)

随意契約理由書

1 案件名称

淀川区訪問型病児保育（共済型）推進事業業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

認定NPO法人ノーベル

3 随意契約理由

本事業は、淀川区の子育て世帯が安心して子育てができるまちづくりの一環として実施する。

子どもが病気の時自宅での病児保育サービスを必要とする保護者に確実に保育者派遣を行うために利用登録者が会費を拠出して保育料に充てる方式の共済型モデル事業として実施し、常勤就労者等のニーズに合ったサービスを提供することを目的としている。

上記目的を達成するため、そして高い利用者満足度・優れた事業効果をめざすために、価格競争方式ではなく公募型プロポーザル方式により民間事業者から広く企画提案を募集して契約相手方を選定し、受注者の持つ訪問型病児保育に関するノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用する。

なお、令和3年度は、「令和2年度の契約締結相手として公募型プロポーザル方式で選定した事業者を引き続き令和3年度も継続して委託して良いか」を選定会議において令和2年度実績を基に選定委員に判断してもらい、「継続して委託して良い」旨の結論が出たため、令和2年度と同じ事業者と契約を締結する。

なお、令和2年度の契約締結にあたっては、学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取し、NPO法人ノーベル（現・認定NPO法人ノーベル）の評価点が最も高く契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

淀川区役所保健福祉課子育て支援担当（電話番号 06-6308-9423）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度淀川区役所広報誌企画編集業務委託
(令和3年5月号～令和4年4月号)

2 契約の相手方

株式会社アド・エモン

3 随意契約理由

当該業務は、区民へより効率・効果的に情報を周知するための誌面づくりに向けた技術力、また芸術性・創造性が求められるもので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号が定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして随意契約とし、公募型コンペ方式の実施により委託業者の選定を行った。

選定委員会において選定委員が審査項目を評価し採点した点数を集計した結果、採用基準点に達したため上記事業者と契約を締結したものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

淀川区役所 政策企画課 広報担当 (電話番号 06-6308-9404)

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度淀川区地域子育てサロン助産師巡回相談事業

2 契約相手方

NPO 法人 こうのとり unit

3 随意契約理由

当該業務は、母性及び乳幼児についての認識向上を促すため、民間事業者のもつ育児への参加啓発に関するノウハウ、子育て支援に関する幅広い知識と経験、専門性を活かした企画提案に基づいて事業を実施する方が、利用者の満足度の高い、多様で優れた事業効果を期待できるもので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号が定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして公募型プロポーザル方式を採用することとし、外部有識者による選定委員会の結果最も優秀な提案をした事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

淀川区役所 保健福祉課（健康相談） （電話番号 06-6308-9968）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度淀川区プレパパ・ママ等ファミリー子育て教室業務委託

2 契約相手方

NPO 法人こうのとり unit

3 随意契約理由

当該業務は、母性及び乳幼児についての認識向上を促すため、民間事業者のもつ育児への参加啓発に関するノウハウ、子育て支援に関する幅広い知識と経験、専門性を活かした企画提案に基づいて事業を実施する方が、利用者の満足度の高い、多様で優れた事業効果を期待できるもので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号が定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして公募型プロポーザル方式を採用することとし、外部有識者による選定委員会の結果最も優秀な提案をした事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条2第1項第2号

5 担当部署

淀川区役所保健福祉課（健康相談）（電話番号 06-6308-9968）

随意契約理由書

1 案件名称

淀川区民センター冷温水ポンプ交換業務委託

2 契約の相手方

株式会社荏原製作所

3 随意契約理由

館内の空調に必要なため現在設置している冷温水ポンプ（荏原製作所製）は、設置から20年以上経過しており、錆等による腐食が進み水漏れも発生し、モーターコイルの絶縁低下が著しくなっている。

今後夏季に向けて冷房を使用すると動かなくなる恐れがあり早急に交換する必要があるが、接続する既存配管との取り合いの関係から、同一メーカーの製品である必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

淀川区役所 市民協働課（電話番号 06-6308-9734）